

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）

3 規則等の制定日

令和5年3月31日（金曜日）

4 結果公示の日

令和5年3月31日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴う条文の整理であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課
TEL：088-826-0110（代表）

10 備考

公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（交通規制）

第3条 法第5条第1項の規定により、適用期間が1月を超えない歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通規制は、これを署長に行わせるものとする。

2 略

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（交通規制）

第3条 法第5条第1項の規定により、適用期間が1月を超えない歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通規制は、これを署長に行わせるものとする。

2 略